

## ● ダルク利用料金の概要

### 情状弁護活動への協力

接見（1回） 原則1万円

情状証人出廷 原則3万円

★ダルクは、ダルクスタッフ等による法廷出廷は専門家証人の証言と考えています。

★証人出廷した際に、仲間の了解なく、裁判所に対し、訴訟費用になりうる証人費用を請求することはありません。

### 入 所

入所初期費用 17万円

入所費用（月額） 15万5千円

★入所費用について、入所の申込みがあった際に費用負担者に詳しく説明しています。

★費用負担できない仲間の場合、生活保護等の申請を援助することができます。

また、香川ダルクは、保護観察所から委託を受けて自立準備ホーム事業を運営しているので、これを利用した受け容れ（保護観察付の執行猶予者や出所者が対象）も可能です。

○まずは出会いの場「ミーティング」に気軽に参加してください♪

○費用支出できない利用者については、その都度、個別に対応を検討します！

## ● ダルク施設の様子



屋島 事務所



デイケア・入所施設

### ● ダルクの利用チャート

ダルクへアクセス（電話・手紙）



面会（接見）・相談の実施



ミーティングの繰り返し



裁判援助（情状証人）・施設入所



依存症からの回復へ



## ダルクから弁護士さんへ

（平成27年2月14日 初版）

香川DARC  
徳島DARC

代表：村上 亨（むらかみとおる）

事務所：高松市屋島西町 675-8

携帯：080-3994-4173

メール：Kagawadarc@yahoo.co.jp

「人生は一度きりです。  
少しの勇気を持って扉を叩けば、  
必ず扉は開かれます。」

ダルクは、薬物依存症者を「仲間」として受け容れます。本人や家族からの相談を受けて、プログラムの実施が可能であると判断した場合、入所もしくは通所してプログラムを受けてもらいます。医療が必要であると判断した場合、提携している病院に一時的に入院してもらって、退院後にプログラムを受けてもらいます。

また、「仲間」が、逮捕・勾留中に、弁護人や家族を通じてダルクを知り、興味を持った場合、面会や手紙のやり取りをし、釈放後にダルクを利用してもらいます。裁判中、もし本人が望めば、情状証人として法廷に立つことも可能です。

ダルクのプログラムでは、グループミーティングや運動、遊びを通して、薬物を使わざとも生きられる、楽しむことができるということを経験します。また、薬物依存症は薬物を止めたくても止められない病気です。ダルクでは檻に入れて監視をするわけではありません。プログラム期間中に、薬物を再使用してしまうケースもあります。しかし、使うのも自由、使わないのも自由という環境の中で、自分の行動の責任を自分でとりながら回復を目指すのです。

さらに、ご家族・友人の方には、家族等のためのプログラムや自助グループを紹介できます。

「仲間」は、薬物を使い続ける過程で周りの家族や友人達を巻き込む傾向にあります。周囲は、何とか立ち直らせようと生活援助・金銭援助・尻拭いを繰り返し、一時的に問題を解決しようと/orするのですが、このことが本人の薬物使用を深刻化させてしまいます。この悪循環・負の連鎖に介入することにより、方向性を変えることがダルクの大きな役割です。

## 始まりは「知ること

ダルクが依存症者の刑事裁判に関わる場合、どのような支援が可能かを説明します。

まずは、依存症者が、ダルクについてや薬物依存症について『知ること』から最初のステップが始まります。そのために、弁護人からこれらについての情報を届けてもらうことが重要です。

必要であれば、ダルクから弁護人に資料提供も可能ですので、お声がけください。



## 次のステップ「会う」

次のステップは、依存症者がダルクとつながることです。そのため、依存症者から手紙を書いてもらうことがあります。

そして、依存症者からの助けを求める声や弁護人からの要請があれば、警察署・拘置所に赴いて接見を実施することができます。

依存症者との接見は、ミーティングをすることが目的です。ダルクとの接見を通じて、依存症者は他者の話を聞き、自分の経験を語る力を取り戻し、自分と会い続けるのです。

依存症者が気づきを得て、回復への道を歩き始めるために、ミーティングが重要です。そして、ミーティングに終わりはありません。1回接見し、ダルクの説明をして終わり…ではないのです。

ダルクでは、毎日、1日3回のミーティングをするのですから、依存症者との接見も何度も要します。

## そして…法廷へ

ダルクスタッフや依存症からの回復者などが、刑事裁判の被告人となっている依存症者的情状証人として出廷することもあります。

弁護人的視点からは、依存症からの回復の道を歩き始めたことによる再犯可能性の減少の立証、釈放後や出所後の支援の見込みといった一般情状として意味があるということになると思います。

しかし、ダルクの情状証人出廷の本当の意味は、先ゆく者が語り、それを受けた被告人である依存症者が被告人質問において自分を語ることにあります。

そう、法廷という特別な場において、ミーティングを実施するのです。そのことが、依存症者の回復につながります。

ダルクは、それを手伝いたいと考えています。

## 弁護人の先生へのお願い

### 1 十分に面会できる進行を！

急に面会や出廷を依頼されても対応できないことがあります。その場合、期日を延ばすなどしてくださいと依頼することができますので、ご理解ください。

### 2 「更生」と言わないで！

ダルクは、依存症者の支援について、「犯罪からの更生」ではなく、「依存症からの回復(病気の治療)」のためのものと考えています。

### 3 ダルクの活動を支援してください！

ダルクの支援会や後援会にぜひご参加を！

